

8-7-03

08-12-2003



To the Honorable Commissioner o

original documents or copy thereof.

102521247

1. Name of Conveying party(ies):
SQUARE CO., LTD.

2. Name and address of receiving party(ies)

Name: KABUSHI KAISHA SQUARE ENIX (also trading as
SQUARE ENIX CO., LTD.)

Internal Address: _____

Street Address: Shinjuku Bunka Quint Building, 3-22-7 Yoyogi,
Shibuya-ku, Tokyo 151-8544 Japan

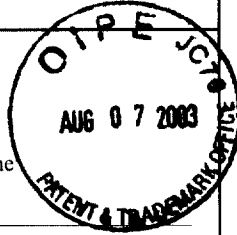
City: _____ State: _____ ZIP _____

Additional name(s) of conveying party(ies) attached? ___ Yes X No

Additional name(s) and address(es) attached? ___ Yes X No

3. Nature of conveyance:

- Assignment
- Merger
- Security Agreement
- Change of Name
- Other _____



Execution Date: April 1, 2003

4. Application number(s) or patent number(s):

If this document is being filed together with a new application, the execution date of the application is: _____

A. Patent Application No.(s)
09/820,530

B. Patent No.(s)

Additional numbers attached: ___ Yes X No

5. Name and address of party to whom correspondence concerning document should be mailed:

Name: Bruce H. Bernstein

Internal Address: P23936

Street Address: GREENBLUM & BERNSTEIN, P.L.C.

1950 Roland Clarke Place

City: Reston State: VA ZIP: 20191

6. Total number of applications and patents involved: 1

7. Total Fee (37 CFR 3.41).....\$ 40.00

Enclosed

Authorized to be charged to deposit account

8. Deposit account number:

19-0089

(Attach duplicate copy of this page if paying by deposit account)

DO NOT USE THIS SPACE

9. Statement and signature.

To the best of my knowledge and belief, the foregoing information is true and correct and any attached copy is a true copy of the original document.

Bruce H. Bernstein, Reg. No. 29,027
Name of Person Signing

[Signature]
Signature

8/7/03
Date

Total number of pages including cover sheet, attachments and document: 31

08/11/2003 DBYRNE 00000140 09820530

01 FC:8021

40.00 DP

Mail documents to be recorded with required cover sheet information to:
Director of the United States Patent and Trademark office, Mail Stop Assignments
PO Box 1450 Alexandria, Virginia 22313-1450

ARTICLES OF INCORPORATION

KABUSHIKI KAISHA SQUARE ENIX

Prepared on April 1, 2003

Extract Translation

CHAPTER I GENERAL PROVISION

(Trade Name)

Article 1 The company is called KABUSHI KAISHA SQUARE ENIX. It is represented SQUARE ENIX CO., LTD., in English.

(Purpose)

Article 2 The company aims to engage in the following undertakings:

1. Planning, development, manufacture, creation, sales, application, maintenance, leasing and importing/exporting of computers and peripherals, expendable supplies, communication devices and computer software, etc.
2. Planning, development, manufacture, sales, lease and importing/exporting of toys, stationery supplies, personal accessories, daily use (home) articles, clothing and home appliances
3. Printing and publishing; planning, creation and sales of various publications
4. Temporary employment services for computer programmers
5. Planning, creation, sales, rental and importing/exporting of movies, television and radio programs, records and videos
6. Planning, creation and implementation of various events and gatherings
7. Management of places of amusement
8. Planning, manufacture, development, sales, application, maintenance, rental and importing/exporting of software via the Internet or phone line communication
9. Planning, manufacture, development, sales, application, maintenance, rental and importing/exporting of contents utilizing the Internet or phone line communication
10. Development, sales, application, and maintenance of the service of providing information utilizing the Internet or phone line communication
11. Training and placement of Internet and data transfer specialists
12. E-commerce and mail-order sales utilizing the Internet or computer

network

- 13. Transfer and sale of data utilizing the Internet or computer network
- 14. Advertising services utilizing the Internet or computer network
- 15. Planning, creation and sales of musical recordings and images
- 16. Procurement and management of copyrights, trademark rights, design rights
- 17. Broadcast services
- 18. Provision of various kinds of information via communication network
- 19. Advertising agency services
- 20. Talent agency services
- 21. Operation of restaurants, bars
- 22. Any and all services related to or incidental of each of the above services

(Location of Main Office)

Article 3 The main office of the company is located in Shibuya-ku, Tokyo.

(Method of Public Notice)

Article 4 The public notice of the company is reported in the Nippon Keizai Shimbun Newspaper circulated in Tokyo

(omitted)

I hereby certify that the above is identical with the original

This th day of ,

4-31-8 Yoyogi, Shibuya-ku, Tokyo, JAPAN

KABUSHIKI KAISHA SQUARE ENIX CO., LTD.

Representative Director Yoichi WADA

定 款

株 式 会 社 ス ク ウ ェ ア ・ エ ニ ッ ク ス

平成 1 5 年 4 月 1 日 作 成

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社スクウェア・エニックスと称する。英文では S Q U A R E E N I X C O . , L T D . と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

- 1 . コンピューター及び関連機器、消耗品、通信機器、コンピューターソフトウェア等の企画、開発、製造、制作、販売、運用、保守、リース並びに輸出入
- 2 . 玩具、文具、装身具、日用家庭用品、衣料品、家庭用電気機器の企画、開発、製造、販売、リース並びに輸出入
- 3 . 印刷及び出版、各種出版物の企画、制作、販売
- 4 . プログラマーの人材派遣
- 5 . 映画、テレビラジオ番組、レコード、ビデオの企画、制作、販売、レンタル並びに輸出入
- 6 . 各種催し物及びイベントの企画、制作、実施
- 7 . 遊技場の経営
- 8 . インターネット、電話回線等の通信網を利用した、ソフトウェアの企画、製造、開発、販売、運用、保守、レンタル並びに輸出入
- 9 . インターネット、電話回線等の通信網を利用した、コンテンツの企画、制作、開発、販売、運用、保守、レンタル並びに輸出入
- 1 0 . インターネット、電話回線等の通信網を利用した、情報提供サービス及び情報処理サービス業務の開発、販売、運用、保守
- 1 1 . インターネット、電話回線等の通信網技術者の育成、派遣
- 1 2 . インターネット、電話回線等の通信網を利用した、通信販売
- 1 3 . インターネット、電話回線等の通信網を利用した、データの配信、販売
- 1 4 . インターネット、電話回線等の通信網を利用した、広告業務
- 1 5 . 音楽録音物、映像物等の企画、制作、販売
- 1 6 . 著作権、原盤権、商標権、意匠権、特許権の取得及び管理
- 1 7 . 放送事業
- 1 8 . 情報通信ネットワークを利用した各種情報の提供
- 1 9 . 広告代理業
- 2 0 . 芸能タレントのマネジメント業務
- 2 1 . 飲食店業
- 2 2 . 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店所在地)

第 3 条 当社は本店を東京都渋谷区に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

(会 社 の 発 行 す る 株 式 の 総 数)

第 5 条 当 会 社 の 発 行 す る 株 式 の 総 数 は 3 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 株 と す る 。
た だ し 、 消 却 が 行 わ れ た 場 合 に は 、 こ れ に 相 当 す る 株 数 を 減 る も の と す る 。

(1 単 元 の 株 式 の 数)

第 6 条 当 会 社 の 1 単 元 の 株 式 の 数 は 、 1 0 0 株 と す る 。

(単 元 未 満 株 券 の 不 発 行)

第 7 条 当 会 社 は 、 1 単 元 の 株 式 数 に 満 た ない 株 式 (以 下 「 単 元 未 満 株 式 」 と い う) に 係 る 株 券 は 発 行 し ない 。

(株 式 取 扱 規 程)

第 8 条 株 券 の 種 類 、 株 式 の 名 義 書 換 、 質 権 の 登 録 、 信 託 財 産 の 表 示 、 株 主 (実 質 株 主 を 含 む 。 以 下 同 じ 。) と し て の 諸 届 、 株 券 の 再 発 行 、 単 元 未 満 株 式 の 買 取 り 、 そ の 他 株 式 に 関 す る 手 続 き 並 び に 手 数 料 に つ い て は 、 こ の 定 款 に 定 め る 場 合 を 除 き 、 取 締 役 会 の 定 め る 株 式 取 扱 規 程 に よ る 。

(名 義 書 換 代 理 人)

第 9 条 当 会 社 は 株 式 に つ い て 名 義 書 換 代 理 人 を 置 く 。

② 名 義 書 換 代 理 人 及 び そ の 事 務 取 扱 場 所 は 、 取 締 役 会 の 決 議 に よ っ て 選 定 す る 。

③ 当 会 社 の 株 主 名 簿 (実 質 株 主 名 簿 を 含 む 。 以 下 同 じ 。) は 、 名 義 書 換 代 理 人 の 事 務 取 扱 場 所 に 備 え 置 き 株 式 の 名 義 書 換 、 質 権 の 登 録 、 信 託 財 産 の 表 示 、 株 券 の 不 所 持 、 株 主 の な す べ き 届 け 出 、 株 券 の 再 交 付 、 単 元 未 満 株 式 の 買 取 り 、 そ の 他 株 式 に 関 す る 事 務 は 、 名 義 書 換 代 理 人 に 取 扱 わ せ 、 当 会 社 に お い て は 、 こ れ を 取 り 扱 わ ない 。

(基 準 日)

第 10 条 当 会 社 は 毎 年 3 月 3 1 日 の 最 終 の 株 主 名 簿 に 記 載 ま た は 記 録 さ れ た 株 主 を も っ て 、 そ の 決 算 期 に 関 す る 定 時 株 主 総 会 に お い て 権 利 を 行 使 す る こ と が で き る 株 主 と す る 。

② 前 項 の 規 定 に か か わ ら ず 、 取 締 役 会 は 、 あ ら か じ め 公 告 し て 、 こ れ と 異 な る 日 現 在 の 株 主 名 簿 に 記 載 ま た は 記 録 さ れ た 株 主 を も っ て 、 そ の 決 算 期 に 関 す る 定 時 株 主 総 会 に お い て 権 利 を 行 使 す る こ と が で き る 株 主 と す る 。

③ 当 会 社 は 、 臨 時 株 主 総 会 を 開 催 す る に あ た り 、 必 要 あ る と き は 、 取 締 役 会 の 決 議 に 基 づ き 、 あ ら か じ め 公 告 し て 、 基 準 日 を 定 め る こ と が で き る 。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 11 条 定 時 株 主 総 会 は 、 毎 年 6 月 に 招 集 し 、 臨 時 株 主 総 会 は 、 必 要 に 応 じ こ れ を 招 集 す る 。

② 株 主 総 会 は 、 本 店 の 所 在 地 ま た は 東 京 都 区 内 に お い て こ れ を 招 集 す る 。

(招集者および議長)

第12条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法および議決権の代理行使)

第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合には、總會毎に代理権を証する書面を提出することを要する。

(株主総会の議事録)

第14条 株主総会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載し、議長並びに出席した取締役がこれに記名捺印する。

- ② 株主総会の議事録は、その原本を10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。

第4章 取締役

(員数)

第15条 当会社の取締役は、12名以内とする。

(選任)

第16条 取締役は、株主総会の決議により、選任する。

- ② 前項の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第17条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に終了する。

- ② 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残任期間と同一とする。

(役付取締役および代表取締役)

第18条 取締役会の決議をもって、取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役社長1名、および取締役副社長、専務取締役および常務取締役を各若干名を選任することができる。

- ② 取締役社長は、会社を代表する。
- ③ 取締役会の決議をもって第1項の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

(相談役)

第19条 取締役会は、その決議をもって相談役若干名を選任することができる。相談役は、当会社の業務に関し、社長の諮問に応じるものとする。

(報酬および退職慰労金)

第20条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。

第 5 章 取締役会

(取締役会の権限)

第 21 条 当社の業務執行上重要な事項は取締役会の決議をもってこれを決定する。

(取締役会の招集)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

② 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

③ 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。

(取締役会の決議)

第 23 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数の賛成をもってこれをなす。

(取締役会の議事録)

第 24 条 取締役会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載し、議長および出席した取締役並びに監査役が、これに記名捺印する。

② 取締役会の議事録は 10 年間本店に備え置く。

(取締役会規程)

第 25 条 取締役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか取締役会において定める取締役会規程による。

(社外取締役の責任免除)

第 25 条の 2 当社は、商法第 266 条第 19 項の規定により、社外取締役との間に、同条第 1 項第 5 号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 10,000,000 円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 6 章 監査役

(員数)

第 26 条 当社の監査役は、4 名以内とする。

(選任)

第 27 条 監査役は、株主総会の決議により、選任する。

② 前項の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第28条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に終了する。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残任期間と同一とする。

(常勤監査役)

第29条 監査役は、その互選により常勤監査役を定める。

(報酬および退職慰労金)

第30条 監査役の報酬および退職慰労金は株主総会の決議により定める。

第7章 監査役会

(監査役会の招集)

第31条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。

- ② 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ③ 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。

(監査役会の決議)

第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き監査役の過半数の賛成をもってこれをなす。

(監査役会の議事録)

第33条 監査役会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載し、出席した監査役が、これに記名捺印する。

- ② 監査役会の議事録は10年間本店に備え置く。

(監査役会規程)

第34条 監査役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の責任免除)

第34条の2 当会社は、商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

第8章 計 算

(営業年度および決算期)

第35条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎営業年度末を決算期とする。

(利益配当金)

第36条 利益配当金は、毎決算期最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者にこれを支払う。

(中間配当金)

第 37 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第 38 条 利益配当金および中間配当金はその支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

- ② 未払の利益配当金および中間配当金に対しては利息をつけない。

附 則

平成 15 年 3 月期に関する定時株主総会終結前に在任する監査役の任期については、第 28 条中「就任後 4 年内」とあるを「就任後 3 年内」と読み替えるものとする。

以上原本と相違ないことを証明する

平成 年 月 日

東京都渋谷区代々木四丁目 3 1 番 8 号

株式会社 スクウェア・エニックス

代表取締役社長 和田 洋 一

VERIFICATION OF TRANSLATION

I, Eri MARUYAMA of c/o KABUSHIKI KAISHA SQUARE ENIX, 4-31-8 Yoyogi,
Shibuya-ku, Tokyo, Japan

declare that I am well acquainted with both the Japanese and English languages, and
that the attached is an accurate translation, to the best of my knowledge and ability, of
the Japanese language document attached hereto.

Signature Eri Maruyama

Date May 9, 2003

**CERTIFICATE OF ALL THE PRESENTLY VALID ENTRIES
IN THE COMMERCIAL REGISTER**

Trade Name: KABUSHIKI KAISHA ENIX

KABUSHIKI KAISHA SQUARE ENIX

Registered on April 1, 2003

Headquarters: 4-31-8 Yoyogi, Shibuya-Ku, Tokyo, Japan

Publication: To be published in the Nippon Keizai Shimbun Newspaper circulated in Tokyo

(omitted)

Objectives:

1. Planning, development, manufacture, creation, sales, application, maintenance, leasing and importing/exporting of computers and peripherals, expendable supplies, communication devices and computer software, etc.
2. Planning, development, manufacture, sales, lease and importing/exporting of 0000, stationery supplies, personal accessories, daily use (home) articles, clothing and home appliances
3. Printing and publishing; planning, creation and sales of various publications
4. Temporary employment services for computer programmers
5. Planning, creation, sales, rental and importing/exporting of movies, television and radio programs, records and videos
6. Planning, creation and implementation of various events and gatherings
7. Management of places of amusement
8. Planning, manufacture, development, sales, application, maintenance, rental and importing/exporting of software via the Internet or phone line communication
9. Planning, manufacture, development, sales, application, maintenance, rental and importing/exporting of contents utilizing the Internet or phone line communication
10. Development, sales, application, and maintenance of the service of providing information utilizing the Internet or phone line communication
11. Training and placement of Internet and data transfer specialists
12. E-commerce and mail-order sales utilizing the Internet or computer network
13. Transfer and sale of data utilizing the Internet or computer network

14. Advertising services utilizing the Internet or computer network
15. Planning, creation and sales of musical recordings and images
16. Procurement and management of copyrights, trademark rights, design rights
17. Broadcast services
18. Provision of various kinds of information via communication network
19. Advertising agency services
20. Talent agency services
21. Operation of restaurants, bars
22. Any and all services related to or incidental of each of the above services

(omitted)

Merger: Merger on April 1, 2003 with Kabushiki Kaisha Square
of 1-8-1, Shimomeguro, Meguro-Ku, Tokyo, Japan

**This is to certify that the above is all presently valid entries registered
in the Commercial Register.**

April 15, 2003

**Masayuki SAITO, Registrar (Seal)
Shibuya Branch Office,
Tokyo Legal Affairs Bureau**

* An underscored entry suggests that it has been expunged from the Register.

履歴事項全部証明書

東京都渋谷区代々木四丁目31番8号
 株式会社スクウェア・エニックス
 会社法人等番号 0110-01-027704

商号	株式会社エニックス	
	株式会社スクウェア・エニックス	平成15年 4月 1日登記
本店	東京都渋谷区代々木四丁目31番8号	
公告をする方法	東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。	平成 8年 9月 9日許可
		平成 8年 9月 9日更正
貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項	http://www.enix.co.jp/company/kessankoukouku/	平成14年 4月 9日設定 平成14年 5月13日登記
	http://www.enix.co.jp/company/kessankoukouku/	平成14年 5月 9日設定 平成14年 5月23日許可 平成14年 5月23日登記 官の過誤につき更正
	http://www.square-enix.co.jp/company/ir/stock/bspl.html	平成15年 4月 1日変更 平成15年 4月 1日登記
会社成立の年月日	昭和50年9月22日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. <u>コンピューター及び関連機器、消耗品、通信機器、コンピューターソフトウェアの企画、開発、製造、販売、リース並びに輸出入</u> 2. <u>玩具、文具、装身具、衣料品、家庭用電気機器の企画、開発、製造、販売、リース並びに輸出入</u> 3. <u>日用家庭用品の製造、販売、保守、修理、リースに関する業務</u> 4. <u>印刷及び出版</u> 5. <u>プログラマーの人材派遣</u> 6. <u>映画、テレビラジオ番組、レコード、ビデオの企画、制作、販売、レンタル並びに輸出入</u> 7. <u>各種催し物の企画、制作</u> 8. <u>コンピューターのシステムプログラムの設計技術者の養成</u> 9. <u>遊技場の経営</u> 10. <u>加工調理食品、和洋菓子の製造、販売及び輸出入</u> 11. <u>コンピューター関連業務の教育指導及び教室の経営</u> 12. <u>前各号に附帯関連する一切の業務</u> 	

1. コンピューター及び関連機器、消耗品、通信機器、コンピューターソフトウェアの企画、開発、製造、販売、リース並びに輸出入
2. 玩具、文具、装身具、衣料品、家庭用電気機器の企画、開発、製造、販売、リース並びに輸出入
3. 日用家庭用品の製造、販売、保守、修理、リースに関する業務
4. 印刷及び出版
5. プログラマーの人材派遣
6. 映画、テレビラジオ番組、レコード、ビデオの企画、制作、販売、レンタル並びに輸出入
7. 各種催し物の企画、制作
8. コンピューターのシステムプログラムの設計技術者の養成
9. 遊技場の経営
10. 加工調理食品、和洋菓子の製造、販売及び輸出入
11. コンピューター関連業務の教育指導及び教室の経営
12. インターネット、電話回線等の通信網を利用した、ソフトウェアの開発、販売、運用、保守
13. インターネット、電話回線等の通信網を利用した、コンテンツの開発、販売、運用、保守
14. インターネット、電話回線等の通信網を利用した、情報提供サービス及び情報処理サービス業務の開発、販売、運用、保守
15. インターネット、電話回線等の通信網技術者の育成、派遣
16. インターネット、電話回線等の通信網を利用した、通信販売
17. インターネット、電話回線等の通信網を利用した、データの配信、販売
18. インターネット、電話回線等の通信網を利用した、システム開発のコンサルティング
19. 前各号に附帯関連する一切の業務

平成12年 6月23日変更 平成12年 7月 7日登記

1. コンピューター及び関連機器、消耗品、通信機器、コンピューターソフトウェア等の企画、開発、製造、制作、販売、運用、保守、リース並びに輸出入
2. 玩具、文具、装身具、日用家庭用品、衣料品、家庭用電気機器の企画、開発、製造、販売、リース並びに輸出入
3. 印刷及び出版、各種出版物の企画、制作、販売
4. プログラマーの人材派遣
5. 映画、テレビラジオ番組、レコード、ビデオの企画、制作、販売、レンタル並びに輸出入
6. 各種催し物及びイベントの企画、制作、実施
7. 遊技場の経営
8. インターネット、電話回線等の通信網を利用した、ソフトウェアの企画、製造、開発、販売、運用、保守、レンタル並びに輸出入
9. インターネット、電話回線等の通信網を利用した、コンテンツの企画、制作、開発、販売、運用、保守、レンタル並びに輸出入
10. インターネット、電話回線等の通信網を利用した、情報提供サービス及び情報処理サービス業務の開発、販売、運用、保守
11. インターネット、電話回線等の通信網技術者の育成、派遣
12. インターネット、電話回線等の通信網を利用した、通信販売
13. インターネット、電話回線等の通信網を利用した、データの配信、販売
14. インターネット、電話回線等の通信網を利用した、広告業務
15. 音楽録音物、映像物等の企画、制作、販売
16. 著作権、原盤権、商標権、意匠権、特許権の取得及び管理

	17. 放送事業 18. 情報通信ネットワークを利用した各種情報の提供 19. 広告代理業 20. 芸能タレントのマネジメント業務 21. 飲食店業 22. 前各号に附帯関連する一切の業務	平成15年 4月 1日登記
額面株式1株の金額	金50円	
一単元の株式の数	100株	
発行する株式の総数	1億株	平成11年 6月 25日変更 平成11年 7月 8日登記
	3億株	平成15年 4月 1日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>2609万5800株</u>	平成11年11月30日変更 平成11年12月 7日登記
	発行済株式の総数 <u>2610万200株</u>	平成11年12月31日変更 平成12年 1月 11日登記
	発行済株式の総数 <u>2610万4000株</u>	平成12年 1月 31日変更 平成12年 2月 8日登記
	発行済株式の総数 <u>2611万1200株</u>	平成12年 2月 29日変更 平成12年 3月 7日登記
	発行済株式の総数 <u>2611万5700株</u>	平成12年 3月 31日変更 平成12年 4月 11日登記
	発行済株式の総数 <u>2612万100株</u>	平成12年 4月 30日変更 平成12年 5月 11日登記
	発行済株式の総数 <u>3917万7950株</u>	平成12年 5月 19日変更 平成12年 5月 30日登記

	発行済株式の総数 <u>3918万1750株</u>	平成12年 5月31日変更
		平成12年 6月 7日登記
	発行済株式の総数 <u>3918万5550株</u>	平成12年 6月26日変更
		平成12年 7月 7日登記
	発行済株式の総数 <u>5877万8325株</u>	平成13年11月20日変更
		平成13年12月 4日登記
	発行済株式の総数 1億994万5618株	
		平成15年 4月 1日登記
資本の額	<u>金69億726万2600円</u>	平成11年11月30日変更
		平成11年12月 7日登記
	<u>金69億1255万1400円</u>	平成11年12月31日変更
		平成12年 1月11日登記
	<u>金69億1711万9000円</u>	平成12年 1月31日変更
		平成12年 2月 8日登記
	<u>金69億2577万3400円</u>	平成12年 2月29日変更
		平成12年 3月 7日登記
	<u>金69億3118万2400円</u>	平成12年 3月31日変更
		平成12年 4月11日登記
	<u>金69億3470万9000円</u>	平成12年 4月30日変更
		平成12年 5月11日登記
	<u>金69億3775万4700円</u>	平成12年 5月31日変更
		平成12年 6月 7日登記
	<u>金69億4080万4000円</u>	平成12年 6月26日変更
		平成12年 7月 7日登記
新株の引受権の付与に関する規定	当社は、取締役または従業員に商法第280条ノ19の規定による新株引受権を与えることができる。 平成10年 6月26日設定 平成10年 7月 8日登記	

名義書換代理人の 氏名及び住所並び に営業所	<u>東京都千代田区丸の内一丁目4番3号</u> <u>東洋信託銀行株式会社</u> <u>東京都千代田区丸の内一丁目4番3号</u> <u>東洋信託銀行株式会社証券代行部</u>		
	東京都千代田区丸の内一丁目4番3号 ユーエフジェイ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番3号 ユーエフジェイ信託銀行株式会社 証券代行部 平成14年 1月15日変更		
役員に関する事項	取締役	<u>福嶋康博</u>	平成10年 6月26日重任
			平成10年 7月 8日登記
	取締役	<u>福嶋康博</u>	平成12年 6月23日重任
			平成12年 7月 7日登記
	取締役	<u>福嶋康博</u>	平成14年 6月21日重任
			平成14年 6月25日登記
	取締役	<u>千田幸信</u>	平成10年 6月26日重任
			平成10年 7月 8日登記
	取締役	<u>千田幸信</u>	平成12年 6月23日重任
			平成12年 7月 7日登記
	取締役	<u>千田幸信</u>	平成14年 6月21日重任
			平成14年 6月25日登記
	取締役	<u>前川敏雄</u>	平成10年 6月26日重任
			平成10年 7月 8日登記
	取締役	<u>前川敏雄</u>	平成12年 6月23日重任
			平成12年 7月 7日登記
	取締役	<u>前川敏雄</u>	平成14年 6月21日重任
			平成14年 6月25日登記
平成15年 4月 1日辞任			
			平成15年 4月 1日登記

	取締役	<u>蟹江元</u>	平成10年 6月26日重任
			平成10年 7月 8日登記
	取締役	<u>蟹江元</u>	平成12年 6月23日重任
			平成12年 7月 7日登記
			平成12年10月31日辞任
			平成12年11月 1日登記
	取締役	<u>保坂嘉弘</u>	平成10年 6月26日重任
			平成10年 7月 8日登記
	取締役	<u>保坂嘉弘</u>	平成12年 6月23日重任
			平成12年 7月 7日登記
			平成13年 4月30日辞任
			平成13年 5月 1日登記
取締役	<u>堀井雄二</u>	平成10年 6月26日重任	
		平成10年 7月 8日登記	
取締役	<u>堀井雄二</u>	平成12年 6月23日重任	
		平成12年 7月 7日登記	
取締役	<u>堀井雄二</u>	平成14年 6月21日重任	
		平成14年 6月25日登記	
		平成15年 4月 1日辞任	
		平成15年 4月 1日登記	

東京都渋谷区代々木四丁目31番8号

株式会社スクウェア・エニックス

会社法人等番号 0110-01-027704

	取締役	本多圭二	平成10年 6月26日就任
			平成10年 7月 8日登記
	取締役	本多圭司	平成10年 9月 7日許可 本多圭二の名
			平成10年 9月 7日更正
	取締役	本多圭司	平成12年 6月23日重任
			平成12年 7月 7日登記
	取締役	本多圭司	平成14年 6月21日重任
			平成14年 6月25日登記
	取締役	田口浩司	平成12年 6月23日就任
			平成12年 7月 7日登記
	取締役	田口浩司	平成14年 6月21日重任
			平成14年 6月25日登記
平成15年 4月 1日辞任			
平成15年 4月 1日登記			
取締役	富山竜男	平成14年 6月21日就任	
		平成14年 6月25日登記	
		平成15年 4月 1日辞任	
		平成15年 4月 1日登記	
取締役	和田洋一	平成15年 4月 1日合併 により就任	
		平成15年 4月 1日登記	
取締役	鈴木尚	平成15年 4月 1日合併 により就任	
		平成15年 4月 1日登記	
取締役	成毛真	平成15年 4月 1日合併 により就任	
		平成15年 4月 1日登記	

東京都渋谷区代々木四丁目31番8号

株式会社スクウェア・エニックス

会社法人等番号 0110-01-027704

<u>東京都杉並区浜田山一丁目18番17号</u> 代表取締役 <u>福嶋康博</u>	平成10年 6月26日重任
	平成10年 7月 8日登記
	<u>東京都杉並区浜田山一丁目18番17号</u> 代表取締役 <u>福嶋康博</u>
	平成12年 6月23日重任
	平成12年 7月 7日登記
	<u>東京都杉並区浜田山一丁目18番17号</u> 代表取締役 <u>福嶋康博</u>
平成14年 6月21日重任	
平成14年 6月25日登記	
<u>東京都武蔵野市境五丁目23番17号</u> 代表取締役 <u>本多圭司</u>	平成12年10月 1日就任
	平成12年10月 4日登記
	<u>東京都武蔵野市境五丁目23番17号</u> 代表取締役 <u>本多圭司</u>
	平成14年 6月21日重任
平成14年 6月25日登記	
<u>東京都品川区北品川五丁目17番12号</u> 代表取締役 <u>和田洋一</u>	平成15年 4月 1日就任
	平成15年 4月 1日登記
<u>監査役</u> <u>河野先</u>	平成 9年 6月27日重任
	平成 9年 7月10日登記
	<u>監査役</u> <u>河野先</u>
	平成12年 6月23日重任
	平成12年 7月 7日登記
	平成15年 4月 1日辞任
平成15年 4月 1日登記	
<u>監査役</u> <u>小林正男</u>	平成 9年 6月27日重任
	平成 9年 7月10日登記
	平成12年 6月23日退任
	平成12年 7月 7日登記

東京都渋谷区代々木四丁目31番8号

株式会社スクウェア・エニックス

会社法人等番号 0110-01-027704

<u>監査役</u> <u>中 村 浩</u>	平成 9年 6月 27日就任
	平成 9年 7月 10日登記
	<u>監査役</u> <u>中 村 浩</u>
	平成12年 6月 23日重任
	平成12年 7月 7日登記
	平成15年 4月 1日辞任
<u>監査役</u> <u>中 島 啓 三</u>	平成15年 4月 1日登記
	<u>監査役</u> <u>中 島 啓 三</u>
	平成 9年 6月 27日就任
	平成 9年 7月 10日登記
	平成12年 6月 23日重任
	平成12年 7月 7日登記
<u>監査役</u> <u>才 藤 智 宏</u>	平成15年 4月 1日辞任
	平成15年 4月 1日登記
	平成12年 6月 23日就任
	平成12年 7月 7日登記
<u>監査役</u> <u>中 村 浩</u>	平成15年 4月 1日辞任
	平成15年 4月 1日登記
<u>監査役</u> <u>前 川 敏 雄</u>	平成15年 4月 1日合併 により就任
	平成15年 4月 1日登記
<u>監査役</u> <u>伊 庭 保</u>	平成15年 4月 1日合併 により就任
	平成15年 4月 1日登記
<u>監査役</u> <u>矢 作 憲 一</u>	平成15年 4月 1日合併 により就任
	平成15年 4月 1日登記

取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当社は、商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 <p style="text-align: right;">平成15年 4月 1日登記</p>
社外取締役の会社に対する責任の制限に関する規定	当社は、商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。 <p style="text-align: right;">平成15年 4月 1日登記</p>
新株予約権	第1回新株予約権 新株予約権の数 3076個 (新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株。なお、新株予約権の目的たる株式の種類及び数に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式30万7600株 なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率 各新株予約権の発行価額 無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

1株当たり2313円

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の割合}}$$

また、新株予約権発行日以後に、時価を下回る価額による新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使ならびに平成14年4月1日改正前商法280条ノ19の規定に基づく新株引受権による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとし、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、払込価額は適切に調整されるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成15年7月1日から平成16年5月31日まで

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員であることを要する。

会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

無し

平成14年 7月15日登記

合併により承継した新株予約権

第1回新株予約権

新株予約権の数

3万個（新株予約権1個につき普通株式100株。なお、新株予約権の目的たる株式の種類及び数に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式300万株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

各新株予約権の発行価額
 無償
 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額
 1株当たり1829円
 なお、本新株予約権発行後に当社が株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権（その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限る。）を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行または既発行株式数} + \frac{\text{1株当り払込金額または譲渡価額}}{\text{1株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行または処分株式数}}$$

新株予約権を行使することができる期間

平成16年7月1日から平成21年6月30日まで

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

- ①本新株予約権の割当を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の権利行使時において当社の取締役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、取締役の任期満了または合併による退任は、この限りでない。
- ②本新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権者の相続人による新株予約権の相続は認めない。
- ③その他権利行使に関する条件については、平成14年6月22日開催の当社定時株主総会決議、および平成15年2月13日開催の当社臨時株主総会決議、当社取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結される新株予約権割当申込契約において定めるものとする。

当社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

本件新株予約権は、新株予約権の割当を受けた者が「新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）」の①および②に定める規定により、権利を行使できる条件に該当しなくなった場合には、その新株予約権を無償で消却する。

平成15年 4月 1日登記

新株の引受権の行使により発行すべき株式

第18回総会で決議された新株の引受権

目的たる株式

1株の金額50円の額面普通株式8万6400株

1株の金額50円の額面普通株式8万2400株

平成11年 7月31日変更 平成11年 8月 6日登記

1株の金額50円の額面普通株式6万7600株
 平成11年 8月31日変更 平成11年 9月 6日登記

1株の金額50円の額面普通株式4万3600株
 平成11年 9月30日変更 平成11年10月13日登記

1株の金額50円の額面普通株式 3万9500株
 平成11年10月31日変更 平成11年11月12日登記

1株の金額50円の額面普通株式 3万5100株
 平成11年11月30日変更 平成11年12月 7日登記

1株の金額50円の額面普通株式3万700株
 平成11年12月31日変更 平成12年 1月11日登記

1株の金額50円の額面普通株式2万6900株
 平成12年 1月31日変更 平成12年 2月 8日登記

1株の金額50円の額面普通株式1万9700株
 平成12年 2月29日変更 平成12年 3月 7日登記

1株の金額50円の額面普通株式1万9700株
 平成12年 4月 5日許可 平成12年 4月 5日更正

1株の金額50円の額面普通株式1万5200株
 平成12年 3月31日変更 平成12年 4月11日登記

1株の金額50円の額面普通株式1万800株
 平成12年 4月30日変更 平成12年 5月11日登記

1株の金額50円の額面普通株式1万7000株
 平成12年 5月31日変更 平成12年 6月 7日登記

1株の金額50円の額面普通株式7000株
 平成12年 6月19日許可 平成12年 6月19日更正

1株の金額50円の額面普通株式3200株
 平成12年 6月26日変更 平成12年 7月 7日登記

発行価額

権利付与日の前日に日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後3時現在における直近の売買価額（当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の午後3時現在における直近の売買価額）に1.03を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。なお、株式分割および時価を下回る価額による新株の発行が行われる場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\frac{\text{新規発行株数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}$$

$$\text{調整後行} = \text{調整前行} \times \frac{\text{使価額} \quad \text{使価額} \quad \text{既発行株式数} \div \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}{\text{既発行株式数} \div \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

新株の引受権を行使することのできる期間

平成11年6月27日から平成12年6月26日まで

平成10年 7月 8日登記

平成12年6月27日第18回総会で決議された新株の引受権行使期間満了

平成12年 7月 7日登記

第19回総会で決議された新株の引受権

目的たる株式

1株の金額50円の額面普通株式 19万7300株

発行価額

権利付与日の前日に日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後3時現在における直近の売買価額（当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の午後3時現在における直近の売買価額）に1.03を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。なお、株式分割および時価を下回る価額による新株の発行が行われる場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}{\text{調整前行} = \text{調整前行} \times \frac{\text{使価額}}{\text{使価額}} \frac{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

新株の引受権を行使することのできる期間
 平成12年7月1日から平成13年6月15日まで

平成11年 7月 8日登記

平成13年6月16日第19回総会で決議された新株の引受権行使期間満了
 平成13年 6月27日登記

第20回総会で決議された新株の引受権

目的たる株式

1株の金額50円の額面普通株式21万2300株

発行価額

権利付与日の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値）に1.03を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。なお、株式分割および時価を下回る価額による新株の発行が行われる場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}{\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{行使価額}}{\text{行使価額}} \frac{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

新株の引受権を行使することのできる期間
 平成13年7月2日から平成14年6月14日まで

平成12年 7月 7日登記

平成14年6月15日第20回総会で決議された新株の引受権行使期間満了
 平成14年 6月24日登記

第21回総会で決議された新株の引受権

目的たる株式

1株の金額50円の額面普通株式20万1600株

発行価額

権利付与日の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値）に1.03を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。なお、株式分割および時価を下回る価額による新株の発行が行われる場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

新規発行 1株当り
株式数 × 払込金額

既発行 +
株式数

分割・新規発行前の株価

調整後 調整前 ×
行使価額 行使価額

既発行 + 分割・新規発行による
株式数 増加株式数

新株の引受権を行使することのできる期間
平成14年7月1日から平成15年6月13日まで

平成13年 7月 5日登記

合併により承継した新株引受権
 2000年6月18日開催の定時株主総会で決議された新株の引受権
 目的たる株式
 1株の金額50円の額面普通株式 72万7400株
 なお、権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合には次の算式により調整されるものとする。ただし、調整により生ずる一株未満の株式については、これを切り捨てるものとし、かかる調整はその時点で対象者が新株引受権を行使していない場合の目的たる株式の数についてのみ行われるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

発行価額
 権利付与日に先立つ90取引日（取引の成立しない日を除く）の各日の日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後3時現在における直近の売買価格（以下、最終価格）の平均値の金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、当該金額が権利付与日の最終価格（当日に取引がない場合は、それに先立つ直近の最終価格）を下回る場合は、権利付与日の最終価格とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により発行価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

1

調整後発行価額 = 調整前発行価額 × $\frac{\text{分割・併合の比率}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行（転換社債の転換および新株引受権の行使の場合を除く）するときは、次の算式により発行価額の調整を行うものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後 調整前 × $\frac{\text{新規発行前の株価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

新株の引受権を行使することのできる期間
 2002年7月1日から2005年6月30日まで

平成15年 4月 1日登記

合併により承継した新株引受権
 2001年6月23日開催の定時株主総会で決議された新株の引受権

	<p>目的たる株式 1株の金額50円の額面普通株式 61万2600株 なお、権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合には次の算式により調整されるものとする。ただし、調整により生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとし、かかる調整はその時点で対象者が新株引受権を行使していない場合の目的たる株式の数についてのみ行われるものとする。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$</p> <p>発行価額 権利付与日に先立つ90取引日（取引の成立しない日を除く）における東京証券取引所における当社額面普通株式の普通取引の終値の平均値の金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が権利付与日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、権利付与日の終値とする。なお、権利付与日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合は次の算式により発行価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。 $\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$</p> <p>また、権利付与日以降、当社が時価を下回る価額で新株を発行（転換社債の転換、新株引受権証券および商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の権利行使の場合を除く）するとき、次の算式により発行価額の調整を行うものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。 $\text{調整後発行価額} = \frac{\text{調整前発行価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$</p> <p>新株の引受権を行使することのできる期間 2002年1月4日から2006年6月30日まで</p>
吸収合併	東京都目黒区下目黒一丁目8番1号株式会社スクウェアを合併 平成15年 4月 1日登記
登記記録に関する事項	平成8年8月18日東京都新宿区西新宿七丁目5番25号から本店移転 平成 8年 8月27日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

平成15年 4月15日
 東京法務局渋谷出張所
 登記官

齋藤正行



VERIFICATION OF TRANSLATION

I, Eri MARUYAMA of c/o KABUSHIKI KAISHA SQUARE ENIX, 4-31-8 Yoyogi,
Shibuya-ku, Tokyo, Japan

declare that I am well acquainted with both the Japanese and English languages, and
that the attached is an accurate translation, to the best of my knowledge and ability, of
the Japanese language document attached hereto.

Signature Eri Maruyama

Date May 27, 2003